

団体定期保険の全員加入部分についてのお知らせ

現在、実施している団体定期保険制度には、下記加入内容での全員加入部分の取扱いがあります。今回あらたに加入対象となる皆さまに、あらかじめご了解いただき、本制度の運営をはかりたくご連絡いたします。

記

加入日		令和7年11月1日
加入対象者		会員
主契約	主契約保険金額	一律12万円
	死亡保険金受取人	労働基準法施行規則第42条から45条に定める受取人
	高度障害保険金受取人	被保険者本人
障害特約	障害保険金額	主契約保険金額と同額
	障害初期給付金額	主契約保険金額の1割相当額
	障害保険金・障害初期給付金受取人	被保険者本人
引受保険会社		明治安田生命保険相互会社

個人情報に関する取扱い

当該保険の運営にあたっては、互助会は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、互助会が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。互助会は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、互助会、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き互助会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

当件について特段の申し出がない場合は、本趣旨をご了解いただいたものとして取扱いさせていただきます。保険契約内容につきご照会のある場合は、下記照会先までお尋ねください。

事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、保険金決定基準に基づき保険期間中に被保険者個々に保険金額の変更が生じた場合は、改めて本趣旨のご了解の確認を行いませんのでご了承ください。

上記内容での保険加入の了解をいただけない場合は令和7年9月30日までに下記宛申し出て下さい。

照会先 一般財団法人 山口県教職員互助会 担当者 伊藤

電話 (083) 933-4777

以 上